

要 求 書

今般労務主任並職員古田傳五郎稼働者側清田常喜石田清の四名協同して採炭夫榎一人を賭博の陰謀策略を以て引出し不都合にも懲戒處分に附するが如き行爲を取りたり斯る事件を其の儘放任するが如きは兄弟一般稼働者の不安に御座りますれば御取調の上確實なる回答を求めます

昭和八年十一月二十三日

稼働者代表 中 村 守 夫
榎 一 人

古河西部鐵業所 長谷川恭平宛

追文本件の回答本日午後五時迄御回答相成度

法財人協調會福岡出張所

歎 願 書

一、先般來負傷したる保坑夫細追賢の傷害扶助料第四號を貰ひ居りますか扶助料第三號に該當するものと認めますから第三號最上額を支給被下度御願申上ます

一、榎取夫岡野菊次郎は昭和八年七月二十五日坑内に於て負傷致しました然るに其後私傷として取扱はれましたが私傷金二ヶ月分も支給されざる其の理由並に本人に豫告もせず解雇したる事何卒取調の上御回答被下度此段御願申上候 敬白

昭和八年十一月二十三日

稼働者代表 中 村 守 夫
榎 一 人

古河鐵業所 長谷川恭平殿